

こども審議会からの評価・意見と市の考え方

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和4年度（2022年度）事業実施状況に対するこども審議会からの評価・意見と市の考え方は以下のとおりです。

IV. 重点施策の実施状況

【重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～】（10ページ）

審議会委員からの意見

子どもの居場所・相談支援拠点事業について

- 令和4年度（2022年度）にモデル事業として実施し、令和5年度（2023年度）から本格実施することですが、既存の取り組みや、これまで地域で子ども支援に関わっている支援者などとも十分な連携をとりながら事業を進めていく必要があると考えます。

市の考え方

支援対象児童等の見守りにあたっては、地域内での連携した支援が必要不可欠であると考えており、モデル事業において、関係機関等の既存の取り組みや、子どもの居場所運営者、学校教諭、民生・児童委員等の地域の支援者との効果的な連携の手法について実践を踏まえながら検討を行い、一定の成果を得ました。

令和5年度（2023年度）からの本格実施においても、引き続き各居場所や学校・地域への丁寧な周知・信頼関係の構築を行うとともに、個人情報に関する連携手法の構築や役割分担の明確化を行い、さらなる連携強化を図っていきます。

IV. 重点施策の実施状況

【重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～】（10ページ）

審議会委員からの意見

子どもの居場所の情報発信について

- 子どもの居場所の開催スケジュールについて、小学生や就学前の子どもや保護者に向けた情報発信を検討する必要があります。

市の考え方

令和5年度（2023年度）より、ポータルサイト「いこっと」において、子どもの居場所の月毎の開催スケジュールの掲載を開始しています。また、居場所同士の連携により、同じ校区内の居場所開催スケジュールの作成を検討している地域もあり、今後も地域のネットワークを活かして、地域ごとの実情に沿った情報発信の手法について検討および実践を行います。

【重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～】(14ページ)

審議会委員からの意見

子育ての負担を軽減するための相談支援取組について

- 電話での子育て相談窓口以外にも、保護者の居場所となるような些細な話ができる場所を増やす取組みをさらに進める必要があると考えます。
- 育児に不安感を抱えているものの、それを自ら発信をすることができない、または発信したくない保護者に対する支援の検討が必要です。

市の考え方

令和6年度(2024年度)より順次、妊婦及び在宅で子育て中の方を対象に、子育てに関する不安を解消するため、地域の身近な子育て支援の拠点として公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」を導入することを検討しています。

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業)や、乳幼児健康診査(4ヶ月児健康診査や1歳6ヶ月児健康診査等)等の際に、不安や悩みを拾い上げることで、支援につなげています。

【施策の柱1-1 保育及び教育環境の充実】(21ページ)

審議会委員からの意見

幼少期から義務教育期間までのつながりのある育ちへの支援について

- 子どもの発達や学びは義務教育就学前から就学後における連続性と一貫性が大切です。文部科学省の幼保小の架け橋プログラムを推進する必要があると考えます。

市の考え方

豊中市幼保こ小連絡協議会のメンバーを中心に、架け橋期プログラムの実践に取り組む他の自治体の事例を参考にしながら、毎年行っている校区連絡会や夏期研修会において、保育士・幼稚園教諭・教職員の共通理解を深めます。

また、就学前施設と小学校との接続については、各校区連絡会において、主体的な遊びや学び、支援の在り方、環境づくり等について専門家などから助言等を得るなどし、幼保こ小の連携を推進していきます。

【施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実】(21 ページ)

審議会委員からの意見

ICT を活用した学び方改革について

- ・児童生徒に 1 人 1 台のタブレット端末が配布されましたが、子どもたちや教員にとっての成果、みえてきた課題や、今後どのような活用をしていくのかについてお聞かせください。

市の考え方

国の GIGA スクール構想に歩調をあわせ、豊中市においても令和 2 年度(2020 年度)に『ICT を活用した「学び」の基本方針』を策定し、一人一台タブレット端末を導入したところです。導入後の活用としまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休校への対応として、オンライン授業を実施しました。また、通常授業での調べ学習や学習者用ドリルの利用だけでなく、プレゼンテーションソフトに自分の考えをまとめ発表するなど協働学習での利用も進めています。

タブレット端末を導入した成果としましては、児童生徒が ICT 機器の使い方に習熟し、インターネット上の膨大な情報の中から必要な情報を選択したり、自分の考えをクラスメイトにわかりやすく伝えたりする中で、主体的に考える能力を伸ばすきっかけづくりになっていると考えています。

一方、児童生徒の発達段階に応じた取組みを模索しながら研究を進めている段階で、効果的な活用が十分できていない場面も見られます。

今後につきましては、ICT 機器の活用の幅をさらに広げていき、主体的にものごとを考え、他者と新たな課題を解決していくために必要な情報活用能力を育成できるよう、引き続き取組みを進めていきます。

【施策の柱 1-3 子どもの居場所づくり】(23 ページ)

審議会委員からの意見

放課後・土日の学習支援モデル事業について

- ・興味深い取り組みと考えます。各公民館でモデル事業を実施した成果と課題、それを踏まえた今後の展開について、お聞かせください。

市の考え方

参加者アンケートから、「自宅でも自学できる習慣がついた」、「成績が向上した」、「勉強がおもしろいと感じることができた」などの声をいただきました。また、不登校生徒に対しては学校とは別の学習機会を提供することができました。現状の課題につきましては、参加者数、状況に応じた効果的な実施体制を構築が必要である他、実施場所の確保も課題と考えています。

今後の展開については、中学校*全 17 校生の参加、8 月～3 月で 28 回程度、公民館等公共施設および中学校での開催をめざします。

※中学校は義務教育学校の後期課程を含む

【施策の柱 1-3 子どもの居場所づくり】(23 ページ)

審議会委員からの意見

放課後等の児童の居場所づくり事業について

- ・校区により公園や遊び場が少ないなど、小学校の校庭などを開放した子どもの居場所づくりを求める声があることから、全市的な取組みを検討する必要があります。
- ・放課後等の児童の居場所づくり事業について、児童のライフスタイルに応じた多様な利用方法がされているようですが、放課後こどもクラブとの整理が必要であると考えます。

市の考え方

児童の放課後の遊び場所の現状として、公園では自由に遊べない、友だちの家に遊びに行けないなどという状況があります。そのため、放課後の過ごし場所を必要とする児童のために、学校の校庭を遊び場として開放しています。

放課後こどもクラブは、週3日以上就労などの入会要件があり、また小学校※4年生までの受入としています。(ただし、支援学校・支援学級在籍児童は6年生まで受入)

放課後等の児童の居場所づくり事業は、保護者が入会要件を満たさない児童や小学校5～6年生の放課後の過ごし場所としても機能しており、放課後こどもクラブ事業と機能補完を行っています。

【施策の柱 2-2 子育てに必要な情報提供等】(26 ページ)

審議会委員からの意見

子育て支援体制について

- ・出産・子育て応援事業における伴走型支援やカタログギフト「とよなかっ子スマイル」について、仕事や子育てに忙しくしているご家庭では、郵送物についてなかなか確認が難しい場合もあると考えています。具体的にどのように寄り添った支援を行っているかなどの情報提供や、配布の方法などについて検討が必要だと考えます。

市の考え方

出産・子育て応援事業については、妊娠届け出時の面談や乳児家庭全戸訪問の面談の際に直接ご案内をさせていただき、他、乳幼児健康診査の際にも周知しています。また、未申請のご家庭へは個別にご連絡を取り、訪問等も行っています。併せて、面談の際には子育て支援情報を提供するとともに、広報とよなかや市HP、子育て・子育て応援アプリ「とよふぁみ」等でも随時情報提供を行っています。

また、子育て応援クーポン事業(カタログギフト「とよなかっ子スマイル」の配布)については、出産直後は面談に応じることが心身ともに負担となる保護者もいる中で、乳児家庭全戸訪問に先立ち、出生後2カ月頃にプッシュ型でカタログギフトを送付するもので、育児に係る必要物品等を提供するほか、支援・相談窓口等をお知らせしています。

※小学校は義務教育学校の前期課程を含む